

現況届を忘れずに 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月1日～31日の間、特別児童扶養手当を受給中の人は8月12日～9月12日の間に届出が必要です。

次の期間で特別窓口を開設しますので、忘れずに提出してください。この届出がないと、手当の支給が差し止め

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



よしおか りく
吉岡 莉玖ちゃん

たくさん笑顔をありがとう！
いっぱい笑って元気に育ってね。

られ、さらに2年間未届けのままだと、受給資格が喪失になりますので注意してください。なお、該当者には届出用紙を送付します。

※児童扶養手当は所得制限により支給停止の場合でも届出が必要です

※特別児童扶養手当は前年度から引き続き所得制限により支給停止となることが明らかな場合は、手続を市で行うことができる場合があるので相談してください

特別窓口の受付期間▼

〔本・松〕8月12日(金)～19日(金)

(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

※17日(水)は、〔本〕のみ午後7時まで

※期間中は通常の窓口ではなく、専用の

の会場で受付を行います

※特別窓口受付期間に来庁できない場合は、定められた期間内に〔本〕子ども課、〔松〕住民福祉課にお越しください。

問合せ▼

〔本〕子ども課子ども育成係

(☎内線1161)

〔松〕住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)

国民年金からのお知らせ

特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け

ることになります。

手続に必要な書類(「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(はがき様式)が、65歳になる誕生月の

初め頃(1日生まれの方は前月の初め頃)に日本年金機構から郵送されます。この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日(1日生まれの方は前月の末日)までに日本年金機構へ提出してください。

手続が完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらかじめ発行されないため、これまでの年金証書を引き続き保管してください。詳しくは、年金請求書に同封されるリーフレットを確認してください。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者など)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。その場合には、定額保険料を納める必要があります。

なお、付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

「付加年金額(月額)＝200円×付加保険料を納めた月数」

国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができます。

付加保険料の納付を希望する人は、〔本〕国保年金課または〔松〕住民福祉課へお申し出ください。

国民年金保険料を前納できます

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることで保険料が割引になる前納制度があります。

□口座振替で6か月分の保険料を前納すると、現金での前納よりもさらに割引になります。□口座振替での前納を希望する人は、8月31日(水)までに金融機関、高崎年金事務所、〔本〕国保年金課または〔松〕住民福祉課にお申し出ください。申し出の際には、①預貯金通帳②預貯金通帳届出印③基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書など)を持参してください。

また、現金での前納を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている下期の納付書(令和4年10月分～令和5年3月分)を使用して、10月31日(月)までに納めてください。なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要